

# 学校教育法等の一部を改正する法律の概要

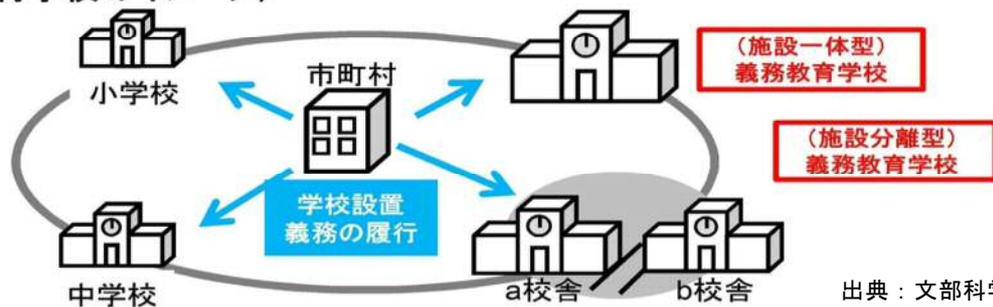
## 1. 法律の概要

### (1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・設置義務	□ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) □ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・修業年限	□ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) □ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員関係	□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) □ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	□ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

(参考:義務教育学校のイメージ)



出典:文部科学省HP

### (2) 義務教育学校のタイプによる違い

	施設一体型	施設分離型
校長	1名	学校ごと
形態	1中学校に対して複数小学校でもよい	
就学指定	就学指定の対象	学校選択制の市区町村は現行通り
学年	「4・3・2」「5・4」など学校が自由に設定	
カリキュラム	9年間で一貫。小中共通の特例教科	

## 2. 義務教育学校導入のメリットや課題

	メリット	懸念材料・課題
カリキュラム	○教育課程の特例を受けずに、教科の前倒しや独自教科の実施ができる。	○義務教育学校以外の教育課程特例
人事	○同校種になるため、実施授業時数を持授業時数としてカウントできる可能性がある。 ※中学校教員の5・6年の授業をカウント	【副校長の配置数】 ○一体型:配置数未定 分離型:学校数配置(小中1校ずつなら2名) 【持ち時数の算出方法】 ○都の運用が未定